



414  
A 409



誠惶誠恐申上候

天津日嗣を天下の大道政府を

至尊の方機を統御せし賜ふ元上御坐候へを

天津日嗣と同じく動き要き道理上御坐候處近世動も此れを政府變動宸襟を悩まし奉り事不貽誠上以て奉恐縮候次第上御坐候是全と真上國家の爲上身を致す人物要之所以御坐候就てハ今般御親任式を奉り國家上御許上被遊候上も如何様の事件出来共動かまいと御決心被遊候儀肝要第一上奉存候國の爲上なる程の人物を必ず種々の邪魔ありて遂上動かざるを得ざる時期到来致



才物に御坐候共時素志を省て國家の爲死すとも動か  
しと御泰然被遊候儀第一に御坐候如斯御決心の上を御  
動き遊むべき事も到來致す間敷且豫め十分の御  
注意も可被爲成事と奉存候者説も承りて過般松方伯内  
閣組織の大詔を奉じ事の困難も當り一時辭し奉らんと  
せられたりと此事を承りて乍畏遺憾も堪不申矣一方  
よりする時を一身を潔よとせし候くと相見え可申矣へ  
共一方よりする時を措いと相見え候

至尊の詔勅を奉じ國家の大事に當る身命を擲ちて尽  
すべし場合ならし右様の事ありば儀も非は國人の致

一方も與之候へ共若し外國に眼ある人ありて之を見候  
時を實に恥入候次第に御坐候ハオヤ殊に

至尊に對し奉り恐縮至極の儀と奉存候國家の爲真に志  
を決候人も其身を畏れず身を畏るゝを全と決心する  
る所以に御坐候如斯決心致候時も危害も天より許し不  
申候爰に天子に畏るゝへき處有之候ハ若し其時に際し決心  
不動素志忘れずし雖も一時隱るゝ事有之喻へを

天照太神に雲のかゝるが如き物に御坐候此時進退を失  
ふと不失ると有之候御注意肝要也是人にありて非は固  
小自身にありて御決心第一に御坐候

政黨を今度を壞し断然御止の被遊候方國家の爲御一身  
の御爲と奉存候之を深く考へ候事御咄候て申上候賞派  
を廣い様にて實に狭き物に御咄候故に敵を設け勝れたる  
人を誤り遂に國の害と相成其訣勝れたる人一人あれを  
必ず類したる人出來る物に御咄候其類したる人を人を  
繰つる事巧なる者御咄候真に勝れたる人を之に及  
し其所爲を屑ともせむ公平なる實あり然れども此二者  
を視分する事難く勝れたる眼非れを能はず故に必ず巧  
みなる方御惑をさる是國の害とならば元御咄候已  
往を贅せざるに御高察の儀と奉存美行掛り上御據なき

御情實に被爲在候御事と奉忍察候へ共固より御生涯を  
誤る元御咄候間一大御決心を以て御止め被遊儀國  
家の爲と奉存候

誠に以て畏入候へ共此場合の事故不顧失礼今一つ申上  
候閣下の御賢分は大いなる事柄に對し發揮と見え過る  
事有之爲に御心急がせらるるの氣味被爲在候従前の御  
經歷を以て御賢慮被遊候は必ず御心當り御咄候をん  
優遊不断業を遂ぐる能はざるの人物も有之是亦致方  
與御咄候之を過不及相調和して申上候へが閣下一年と  
思召す事を三年に被遊候て恰かも好き事と奉存美將

大いなる所を行之時は枝葉なる瑣事は自のり運ぶ  
と思召す事あり馬鹿らしく様には候へども其瑣事  
を猶從容として御整理被庭候時を人服して其内には  
大なる事柄も運ぶべき時機に相達し又婦女の微賤を以  
て安りて尊厳を冒し奉り恐懼の至り堪不申候全之因  
り白す精神を以て閣下り伏陳仕候海潮の御宏量を以て  
鼻言御採納被下る様奉懇願之拜謁を得て繕述仕度存候  
得共忘れ物を以て世に台候為支障多之を身り有る  
時を相へ目迄來て難申上る付 波也登り書取らせて聊か  
申上候誠惶誠恐敬白

明治廿九年九月廿五日

本庄天徳



大隈伯閣下

大淵の問下

陽明先生の問下

木下八



大隈從二位兼

謹乞申親裁



封

本庄天德